

平成29年度 山城小学校 学校評価について

1. 学校評価の目的とこれまでの経緯

(1) 学校評価の目的

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

※「学校評価ガイドライン」より

(2) 学校評価、情報提供の仕組みづくりの経緯

- 学校評価・情報提供については、平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において、学校が教育目標や教育計画と、その達成状況に関する自己評価結果を保護者や地域住民等に説明することが提言され、平成12年12月の教育改革国民会議報告「一教育を変える17の提案一」において、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果を保護者や地域住民等と共有し、学校の改善につなげることが提言された。
- こうした提言を受け、平成14年3月に小学校設置基準（文部科学省令）等が制定され、学校の自己評価の実施等が努力義務として初めて規定され、学校が保護者や地域住民と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図っていく方向性が示された。
- 平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、義務教育の構造改革として、教育の質を保証し、保護者や地域住民等への説明責任を果たす上で、学校評価を充実することが必要であり、そのためには、大綱的な学校評価ガイドラインの策定と、自己評価の実施とその結果公表が全ての学校において行われるよう義務化することの必要性が指摘された。
- これを踏まえ、平成18年3月に文部科学省は「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定し、各学校や地方自治体の参考に資するため、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等が示された。
- また、平成18年12月に改正された教育基本法第13条において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力を努めることが明記されたこと等を受け、平成19年6月の学校教育法改正及び同年10月の同法施行規則改正により、①自己評価の実施とその結果の公表は法律上の義務であること、②保護者や地域住民等による学校関係者評価の実施とその結果の公表は努力義務であること、③自己評価及び学校関係者

評価の評価結果の設置者への報告は義務とされるとともに、④学校の情報の積極的な提供について規定された。

- このことを踏まえ、平成20年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」において、教職員による自己評価をすべての学校で実施するとともに、保護者等による学校関係者評価も「できる限りすべての学校において実施されることを目指す」ことが明記された。
- また、「学校評価ガイドライン」は平成20年1月に高等学校に関する記述が追加され、平成22年7月は第三者評価に関する記述が追加された。

(学校評価に関する関連法令)

教育基本法 (抄)

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校教育法 (抄)

第四十二条小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

学校教育法施行規則 (抄)

第六十六条小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

2 学校評価の定義及び留意点

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
 - (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
 - (3) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】
- それぞれの概要は以下のとおりであり、自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例を7ページに掲げる。その詳細については、「2. 学校評価の実施・公表」に記述する。

自己評価

- 自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。
- 教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

- 自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要である。
- 従前、このようなアンケートや懇談会の実施を「外部評価」ととらえてきた例もみられたが、現在はそれに留まらず、「学校関係者評価」としての保護者等による評価の実施に努めることが法令上求められている。アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものにとらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。本ガイドラインにおいては、これを「外部アンケート等」と称する。

「外部評価」の用語

- 従来広く用いられてきた「外部評価」の用語は、狭くは保護者や地域住民による評価を、広くは第三者評価も含めて学校外の有識者等による評価を指す用語として使われており、同じ語を用いながらその具体的内容は様々であった。
- このことから本ガイドラインでは、「外部評価」を構成する要素やその性質に鑑み、これを保護者や地域住民など学校と密接な関係を有する者による「学校関係者評価」と、学校運営に関する外部の専門家等による「第三者評価」の2つに、概念上分けて整理している。
- なお、「学校関係者評価」の用語について、略して「関係者評価」、または「保護者等による評価」、あるいは自己評価に対するものとして単に「外部評価」など、適宜わかりやすい用語を用いることも考えられる。

学校評価の実施形態

- 上記のように、自己評価（及び外部アンケート等）とその結果について評価する学校関係者評価の実施と、それらの結果の公表が、学校における学校評価を進める上での基本となる。これらに加えて、第三者評価を導入し、学校評価全体の充実を図ることが有効である。なお、これらは必ずしもこの通り行われなければならないものではなく、法令に反しない範囲で例えば2つ以上の要素を併せ持つ取組を同時に行うことも考えられる。
 - 例えば、教職員と保護者・地域住民が1つの組織を設けて評価を行うことや、保護者・地域住民の他に大学教員等の有識者を加えて専門的な視点を加えた評価を実施することなども考えられる。

3 本校の学校評価の基本的な考え

(1) 重点目標の設定

- ・学校教育目標を具現化するための、学校長の学校経営の基本方針および学校運営ポイントをもとに、甲府市指導重点を考慮し、設定する。

《学校運営に係る3つのポイント》

1 職員の連携・対応

- (1) 目配り・気配り・心配り 「報・連・相」の心がけを！
- (2) 一人で抱えず、一人で悩まず。 「チーム山城小」
- (3) 対応は迅速・誠実・最後まで

2 安全・安心な学校

- (1) 安全管理と安全確保の徹底および安全教育の充実

①学校管理下における安全管理の徹底

- a) 授業中：特に体育、理科、図工、家庭科
- b) 休み時間や放課後の校庭

c) 登下校

②施設・設備の安全管理と安全点検の徹底

③安全教育の充実

(2) 一人ひとりの児童を大切にする教育（生き生きと活動する子ども）

①生きる力を育成する

②心の居場所づくり、自己存在感が感じられる学級・学校づくり

3 保護者や地域との連携・対応

(1) 学校と保護者が連携・協力して一緒に子どもを育成する。

(2) 迅速・誠実に対応する。

《学校経営の基本方針》

学校教育目標が児童・教職員の目指す姿であると捉え、その実現に向けて全力を傾注する。

(1) 学習指導要領を踏まえ、基礎・基本を定着させ、問題解決学習や発展学習を充実させる中で、分析・主張・説明できる学習態度を育てながら、「生きる力」を育む教育課程の実施に努める。

(2) 教科等や総合的な学習の時間の中で、国際理解・情報・環境・福祉・健康・食育等、各学習活動の充実と推進に努める。

(3) 児童のよさを認め、可能性を引き出すことを中心に据え、児童一人一人の自主性と実践的態度を育てる。

(4) 児童一人一人の豊かな心を育み、他人の気持ちを思いやる、不登校やいじめのない学校を目指して、一人一人の児童の心の居場所となり誇りを持てる学校づくりに努める。

(5) 家庭や地域との連携を密にし、開かれた学校づくりに努める。

(6) 校内研究や研修を通して、専門職としての力量を高め、創意工夫に満ちた教育活動を推進する。また「チーム山城」として職員相互の共通理解を深め、一致団結した指導体制の中で教育活動や生徒指導の推進・強化に努める。

《校内研究主題》

主体的に学ぶ子どもの育成 ～「振り返り」を重視した授業づくり～

本校では、ここ数年「主体的に学ぶ子供の育成」を研究主題に研究を積み重ね、昨年度、「考えを広げ深める学習活動の工夫」と題して「考えを広げ深める」場面をどのように作っていくのかという研究してきた。今年度はその研究をもとに、蓄積した学びを活用する力をつけ、学びを実感し、次時の授業につなげていくための「振り返り」活動について研究する。

◎研究内容 子供が自分の学びを実感できる「振り返り」をしていくための授業づくり

子供たちの学びがどんなものであったのかについてブロックごと見取っていく。

1時間の授業の中では見取りきれない子供たちの考えや学びを「振り返り」から読み

取り、次時の授業、その後の指導へつなげ、授業づくり、授業改善に生かす。

以上の研究をもとに、本年度も、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを重視しつつ、今子どもたちに求められている力を明らかにし、言語活動の充実を図る。そして変化の激しいこれからの社会で、山梨の未来を担う子どもたちの「社会を生き抜く力」を育む。

(2) 目標達成に必要な評価項目の設定（別紙参照）

4月当初に、3（1）をまとめたものとして、「山城小学校の教育（全体図）」が学校長から提示された。学校評価は本来、「学校教育目標や教育計画と、その達成状況を評価する」ためのものであるので、当然「山城小学校の教育（全体図）」（学校経営の概要、ビジョン）と評価指標・項目が連動していなければならない。

また、自己評価を行う上で、児童・保護者・職員のアンケートの各項目は、関連性を持たせないと、集計結果を比較する際に、意識の相違点などをみとることができない。項目数も20をこえないことがのぞましいと言われている。

以上のことを踏まえ、昨年度、生活指標・アンケート項目に修正を加え、本年度もそれを踏襲し、別紙「平成29年度 山城小学校学校経営の概要と評価」を作成した。

(3) 評価の方法・実施予定

◎ 学校評価の実施内容・方法・予定などの提案

評価の形態は・・・A 自己評価 及び B 学校関係者評価

※第三者評価は行わない。

A 自己評価

ア 児童、保護者アンケート、職員アンケートを実施

イ 児童、保護者アンケート、職員アンケート結果の集計

ウ 自己評価結果の集計を提示

エ 自己評価をもとに、成果と課題、改善方策等をまとめる

・項目ごとに、分掌をもとに分担を割り当て改善策等をまとめる

B 学校関係者評価

自己評価結果を、学校関係者会で説明して、評価を受ける

◎ 自己評価の結果を提示、確認

◎ 自己評価及び学校関係者評価の結果をPTA役員に説明

◎ 学校関係者評価の結果を提示、最終確認

(4) 評価結果の公表

○市教育委員会に3月に報告する。

○学校だより及びホームページで3月に公表する。

○山城自治会には回覧で3月末に公表する。